

第5章 緑地の配置及び施策展開の方針

1. 総合的な緑地配置の考え方

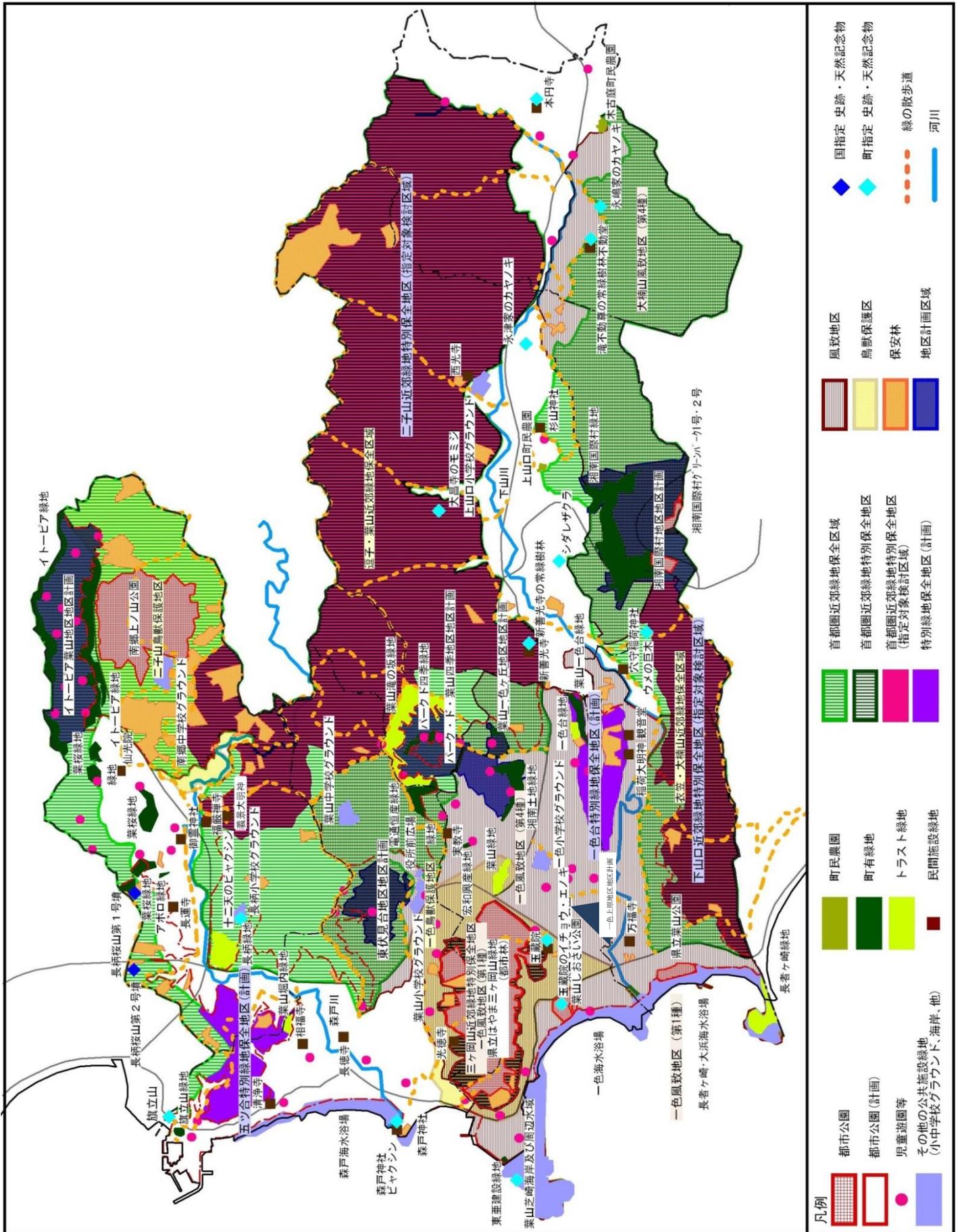
本町の緑は、山や海、里地・里山や市街地などの地域ごとに異なった特徴を持っています。また、山や里山の緑は、市街地近郊のまとまりのある緑として、三浦半島の骨格的な緑であり、豊かな緑に覆われた山から発する森戸川や下山川は、水辺や海の多様な生物を育む大切な軸線を形成しています。

このような本町の緑の特徴を活かし、将来にわたって緑豊かな環境を感じられるよう、次のように緑地の配置を計画します。

- (1) 森戸川上流域や下山川支流域に広がる二子山地区のまとまりのある緑地を、三浦半島の骨格的な緑地と位置づけ保全します。
- (2) 多様な生物を育む森戸川や下山川支流域の緑を、山の緑と海とを結ぶ重要な緑地と位置づけ保全します。
- (3) 市街地を取り囲むように展開している次の緑地を、本町の緑豊かな景観や良好な自然環境を構成する重要な緑地として位置づけ保全します。
 - 市街地西側の砂浜海岸、岩礁地帯、マツ林で構成される海岸の緑地
 - 市街地北部の五ツ合から市街地東部の仙元山、滝ノ上、日影山及び市街地南部の下山口に至る常緑樹林主体の斜面緑地
 - 市街地の中央に位置する三ヶ岡山緑地
- (4) 平常時には身近なレクリエーションの場や緑豊かな街並みを構成し、災害時には避難所として機能する市街地内の広場・公園や緑地、公共施設等のオープンスペースを、市街地内の拠点的な緑地として位置づけ維持します。
- (5) 市街地内の主要な緑地を結び、沿道の緑と一体となった散歩道については、本町の緑豊かな街並みを印象づけるとともに町民の健康増進にも寄与し、災害時には避難路として機能する緑のネットワーク軸として位置づけ、沿道の緑の確保に努めます。
- (6) 既存のハイキングコースを活用し、町有緑地の沿道整備など、利用促進を図り、自然とのふれあいやレクリエーションの場として利活用を図ります。

第5章 緑地の配置及び施策展開の方針

総合的な緑地配置の考え方にに基づき、以下のとおり緑地計画図を示します。



緑地計画図

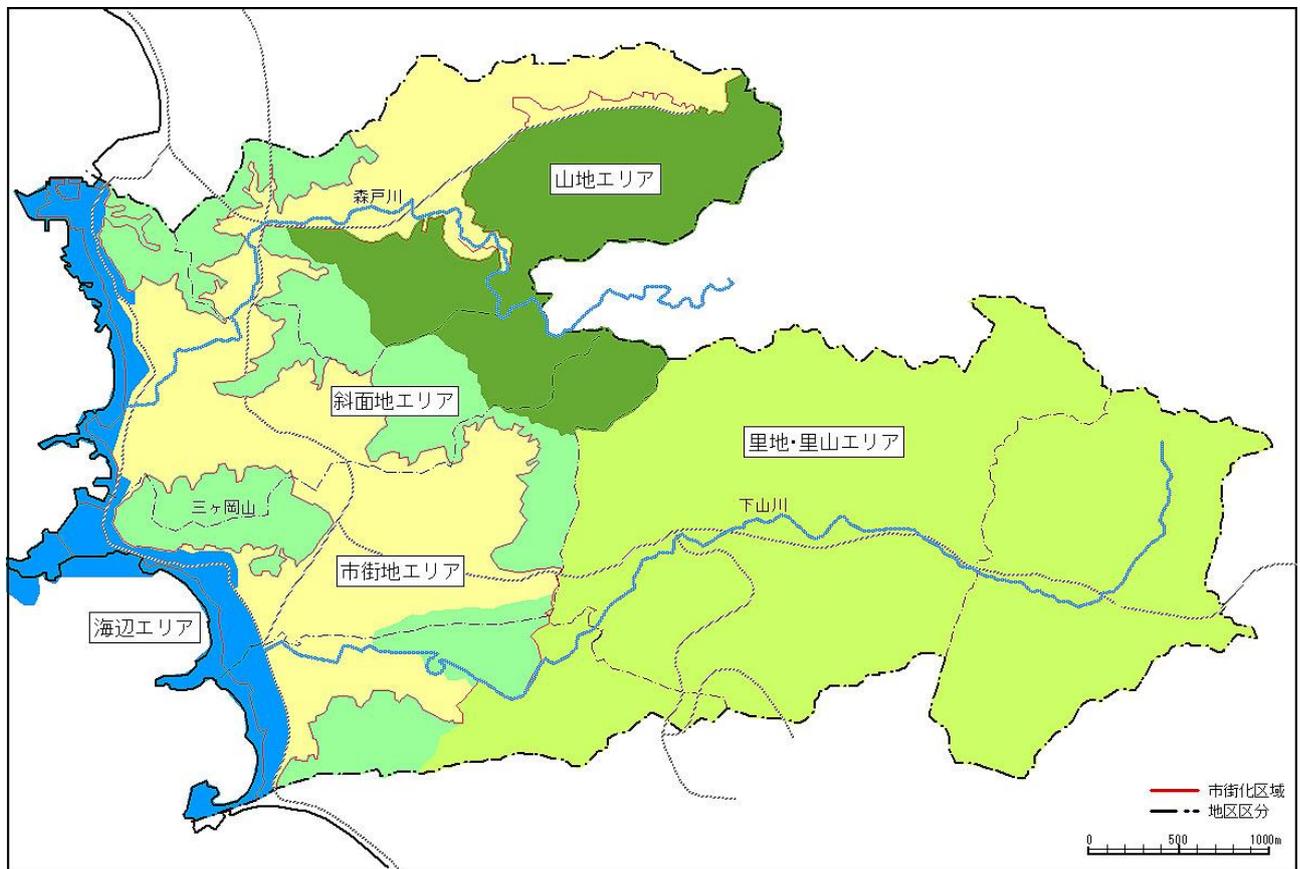
2. エリア別緑地配置の考え方

本町の地域によって異なる緑の特徴を活かし、総合的な緑地の配置方針に基づき、緑地の保全や整備、緑化を進めるため、エリア区分して施策を展開します。

(1) エリア区分

町内の緑は、地形や植生などの自然的な特徴や土地利用の状況から、二子山・大楠山等の三浦半島の骨格を形成する緑、下山川支流域に広がる農地や樹林が混在する緑、三ヶ岡山や市街地を取り囲む緑、庭園や緑化された市街地の緑、さらにクロマツ林に代表される海岸の緑に大きく区分されます。このような本町の緑の特性を踏まえ、エリアを下図のように5つのエリアに区分します。

【エリア区分図】



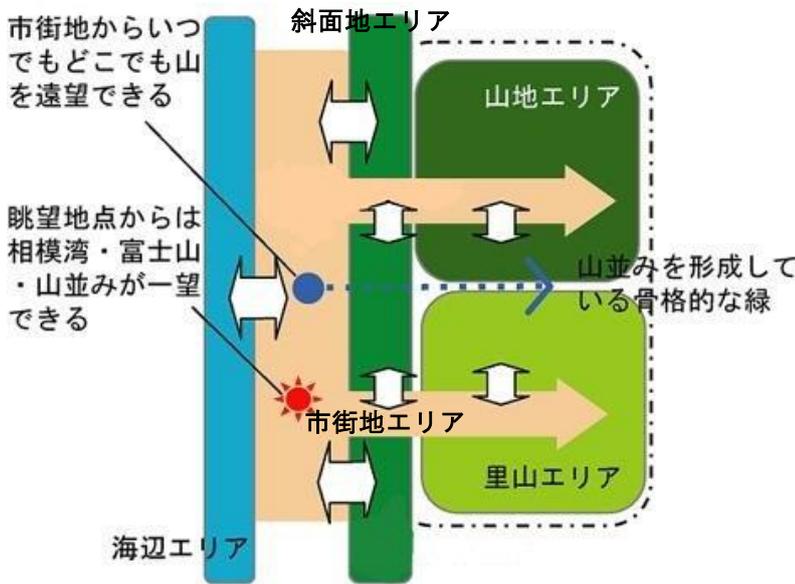
(2) エリア相互の繋がりの方針

本町の緑は、地域毎に異なる特色を持っていると同時に、各々繋がり葉山らしい緑の景観や環境を形成しています。

このことから、総合的な緑地配置の考え方に基づき緑地を確保するとともに、以下の考え方でエリア別緑地の配置を計画します。

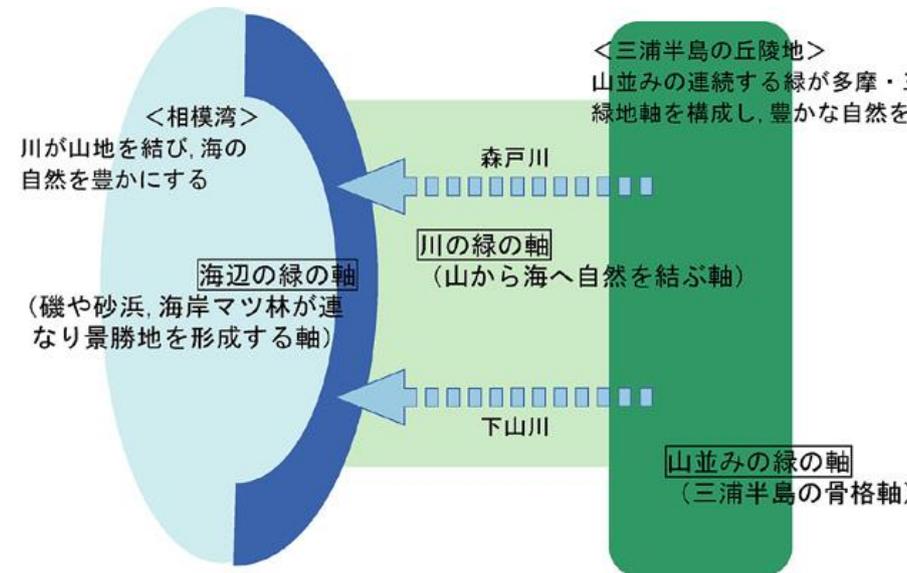
第5章 緑地の配置及び施策展開の方針

●葉山らしい景観の形成と多様な生物を育む環境保全やその活用に配慮し、エリア毎の特性等に基づき緑地を配置します。



＜エリアのイメージ＞
 エリアは緑の特性が異なる5つに区分され、それぞれが相互に関連し連続している。海辺に面し斜面地を背景とする市街地は、山地・里地里山・斜面の各エリアを貫き、容易にアクセスしてそれぞれの緑とふれあうことができる。

●各エリアが相互に関連を保てるよう、河川やハイキングコース等によってネットワークが形成されるよう配慮します。



＜相互関連のイメージ＞
 各エリアを相互に連携することによって、三浦半島の骨格的な緑を維持し、河川等を通じて山と海を結び、多様な海の生き物を育む。

このように区分したエリアの特性を活かした緑づくりを進めることによって、町民がいつでも、どこからでも、緑を遠くに望み、身近な緑にふれることができる、豊かな緑に包まれた「まち」をつくることを目指します。

また、これらに関連させることによって、三浦半島の骨格的な緑となるまとまりを保ち、相模湾に注ぐ森戸川や下山川といった河川によって、山から海までの環境を繋ぎ、町全体で多様な生物を育むことを目指します。

3. エリア別方針

(1) 山地エリア

■現況と課題

- 森戸川上流域の二子山周辺にまとまって分布している樹林地は、円海山・北鎌倉、鎌倉、大楠山、武山とともに大規模な樹林地を形成しており、三浦半島の緑の骨格を形成しています。
- この一帯は「かながわ探鳥地 50 選」にも選ばれ、サンコウチョウやオオルリ、カワセミなど多くの野鳥が見られ、首都圏の広い地域から多くの人々が自然観察に訪れています。
- 樹林の多くは、スギ・ヒノキ等の人工林が占めており、手入れ不足等により過熟化が進み、風倒等による荒廃が見られます。
- 三浦半島の中でも豊かな自然環境が残されている地域であることから、県策定の「三浦半島公園圏構想 (H18. 3)」や「神奈川みどり計画 (H18. 3)」の中で拠点として位置付けられており、国や県、近隣市等との連携により、自然環境の保全や利活用、広域的なネットワークの形成が求められています。
- 近年、トレイルランニング*やマウンテンバイク等の新たな利用形態の増加により、一般のハイカーとのトラブルや自然環境への影響が懸念されています。
- 森戸川上流域の二子山地区を中心に県と連携し、住民団体が維持管理や利活用の促進について活動をしています。

◎エリア別イメージ 山地



- 三浦半島の骨格的な緑から連続する二子山と大楠山の山系は、町の緑の骨格軸を形成しています。
- 森戸川上流域を含む二子山地区山地一帯は、まとまった樹林が残されており、貴重な動植物も生息しています。
- 二子山一帯は、住民団体が中心となり、倒木除去の管理作業や、道標の設置、自然観察会の実施など利活用の促進を進めています。

■山地エリア 緑の施策の方針

ー 二子山地区の保全・利活用の推進の広域的ネットワークの形成 ー

●首都圏の緑拠点としても重要な森戸川上流域を含む二子山周辺の大規模な樹林地を、国や県等の関係機関、地域住民、NPO*等と連携しながら保全や利活用を推進します。

■緑地の配置及び施策展開

<環境保全>

●森戸川上流域に広がる二子山周辺の大規模な樹林地については、貴重な動植物の生息地として、国や県、近隣市、地域住民、NPO 等と連携し、保全や適正な利活用を推進します。

●多様な動植物の生息環境保全の担保性を強化する観点から、二子山地区のうち特に保全が必要な樹林地について、国や県、関係機関と連携し、首都圏近郊緑地特別保全地区指定に向けた取組みを進めます。

<レクリエーション>

●南郷上ノ山公園は、住民にとっての総合的なレクリエーションの場として維持するとともに、利用者ニーズに合わせた機能向上を図ります。

●トレイルランニングやマウンテンバイクといった新たな利用形態の増加によるトラブルの増加や自然環境への影響が懸念されることから、県、近隣市等と連携し、利用者のマナー意識の向上やルールづくりなど適正利用の推進を検討します。

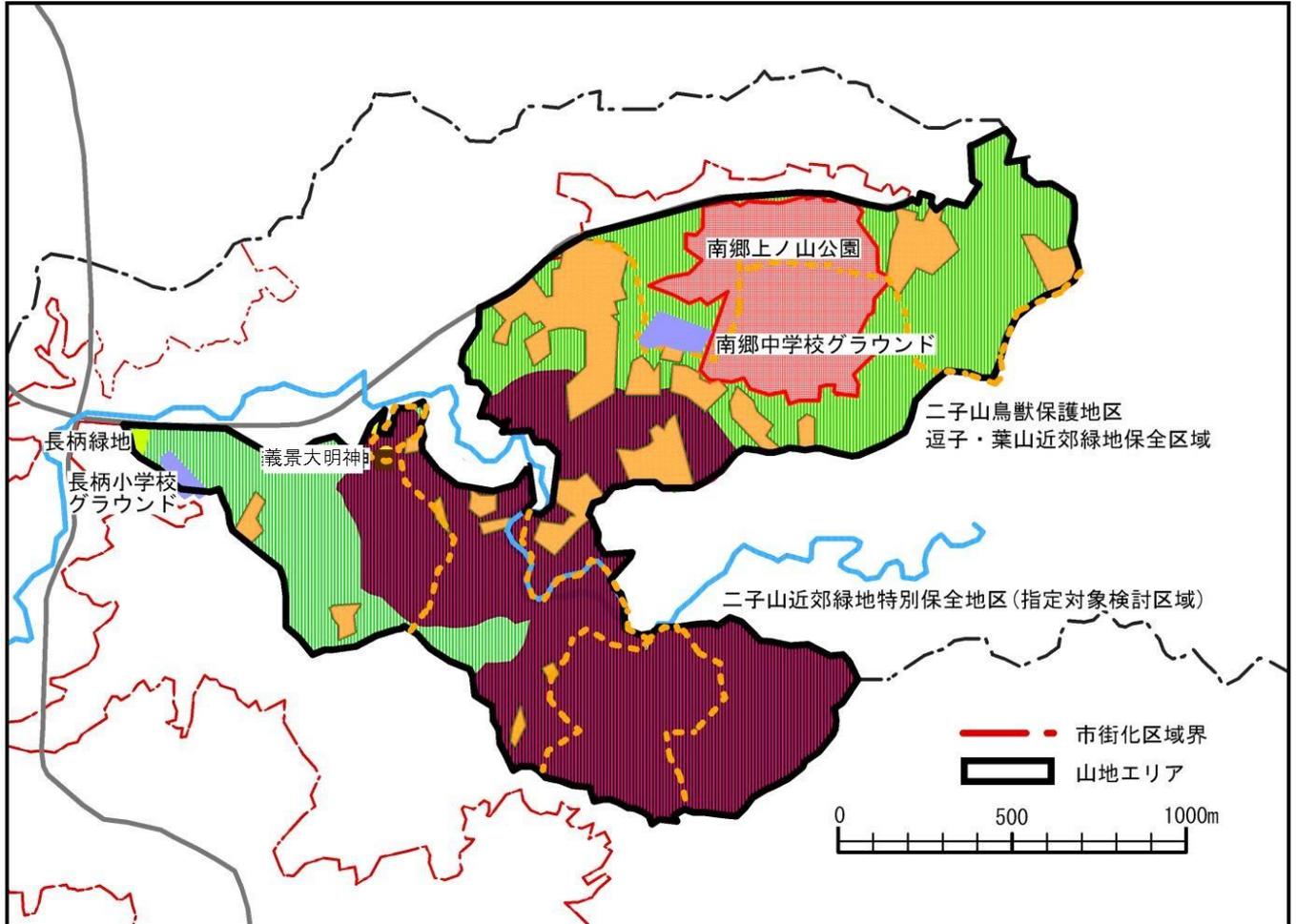
<防災>

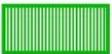
●森戸川上流の河川砂防管理を関係機関と連携し、今後も引き続き適切に対応します。

<景観形成>

●市街地からの遠景の緑を構成する緑地として、二子山山系の緑を保全します。

【山地エリア緑地計画図】



凡例	
	都市公園
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)
	河川
	トラスト緑地
	民間施設緑地
	首都圏近郊緑地保全区域
	首都圏近郊緑地特別保全地区 (指定対象検討区域)
	鳥獣保護区
	保安林
	緑の散歩道

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査等の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり、今後、関係機関と協議の上、具体的な区域を決定するものです。

(2) 里地・里山エリア

■現況と課題

- 下山川両岸の樹林地は、それぞれ二子山山系、大楠山山系として、円海山・北鎌倉、鎌倉、武山とともに大規模な樹林地を形成しており、三浦半島の緑の骨格を形成しています。
- 下山川北岸の支流沿いの谷戸には、かつての水田やため池の跡地が残り、雑木林に囲まれた環境には、ヤマアカガエルやトウキョウサンショウウオなどの希少な水生生物をはじめ多種多様な生き物の生息環境となっています。また、谷戸の一つでは、町民団体によってホタルやメダカの観察活動が行われています。
- 下山川南岸の緩やかな斜面には、棚田や雑木林が残り、里地里山の風景が広がっています。
- 近年、農地や雑木林は放棄が進み、里地里山のモザイク状の特徴的な植生や景観が失われつつあり、そうした環境に依存している生物の生息が脅かされています。
- 近年、イノシシによる農作物被害が発生しており、野生生物の生息環境と人間の生活環境の調和を図ることが課題となっています。
- 三浦半島の中でも豊かな自然環境が残されている地域であることから、県策定の「三浦半島公園圏構想(H18.3)」や「神奈川みどり計画(H18.3)」の中で拠点として位置付けられており、国や県、近隣市等との連携により、自然環境の保全や利活用、広域的なネットワークの形成が求められています。

◎エリア別イメージ 里地・里山



- 東西に横断する県道横須賀葉山線を中心として集落地が分布しており、沿道は宅地、農地、山地等で構成され、線的な広がりを持っています。
- 棚田をはじめとする農地や、隣接する斜面地の雑木林が農村景観を形成しています。
- 町内でも数少ないため池のある谷戸では、町民によってホタルやメダカの生息環境の観察活動が行われるなど、町民の身近な自然への関心の高まりや活動への参加が進んでいます。

■里地・里山エリア 緑の施策の方針

— 里地・里山に広がるふるさとの豊かな自然の保全 —

●多様で身近な生物を育む下山川とその流域の丘陵地に広がる農地や集落と一体となった里地里山*を、ふるさとも感じながら散策を楽しめる地域として、寺社や既存樹木等の特色ある緑や周辺に広がる景観に配慮するとともに、首都圏の緑の拠点としても重要な下山川支流域を含む二子山地区の大規模な樹林地を、国や県、近隣市、地域住民、NPO等と連携しながら保全・利活用を進めます。

■緑地の配置及び施策展開

<環境保全>

●身近な生物の生息環境の観察等自然環境に関する活動について、町民と連携を図るとともに、里地里山の環境保全、利活用について検討を進めます。

●多様な動植物の生息環境保全の担保性を強化する観点から、二子山地区のうち特に保全が必要な樹林地について、国や県等の関係機関と連携し、首都圏近郊緑地特別保全地区指定に向けた取組みを進めます。

<防災>

●学校等の公共施設緑地や寺社等の緑地を一時避難場所となるオープンスペースとして配置します。

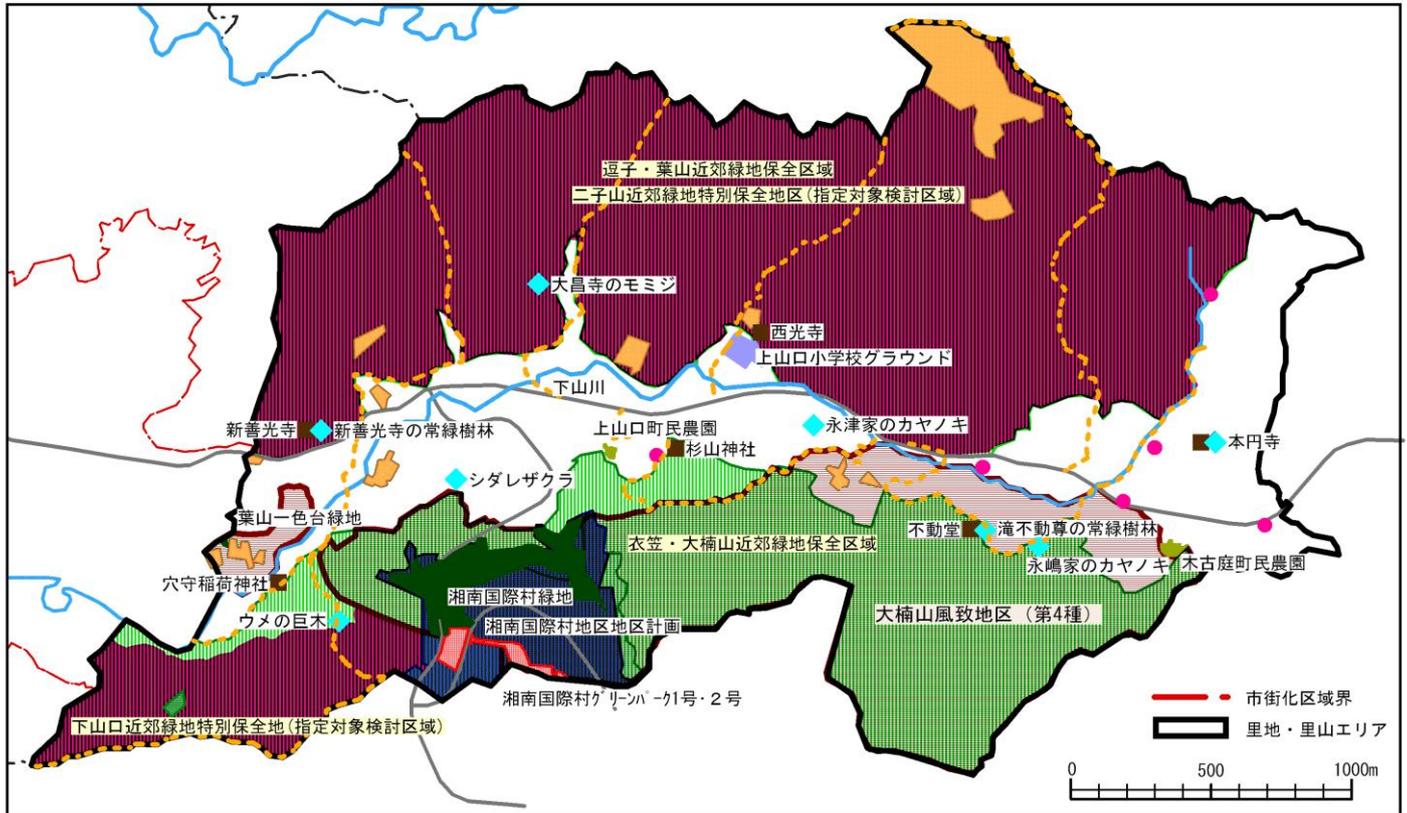
<景観形成>

●棚田などの田畑や民家が点在する典型的な里地里山の景観については、地域の歴史と風土の中で育まれた葉山らしい風景の一つとして、地域住民やNPO、地権者等との連携により維持管理されるよう努めます。



上山口の棚田

【里地・里山エリア緑地計画図】



凡例					
	都市公園		民間施設緑地		保安林
	児童遊園等		緑の散歩道		地区計画区域
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)		首都圏近郊緑地保全区域		町指定 史跡・天然記念物
	河川		首都圏近郊緑地特別保全地区 (指定対象検討区域)		町民農園
	町有緑地		風致地区		

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査等の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり、今後、関係機関と協議の上、具体的な区域を決定するものです。

(3) 斜面地エリア

■現況と課題

- 市街地を取り囲み、海に面した丘陵の斜面樹林地は、海風の影響を強く受けた常緑広葉樹林に覆われ、市街地の背景の緑を構成しています。
- 三ヶ岡山は、市街地内に島状の緑地を形成し、葉山の緑のシンボルとなっています。また、市街地を取り囲む五ツ合、仙元山、日影山等の丘陵地は、葉山らしい緑豊かな景観を構成しています。
- 仙元山や三ヶ岡山の丘陵地ではハイキングコースが整備されており、相模湾から大楠山方面の山地まで一望することができ、すばらしい眺望を楽しむことができます。
- 市街地を取り囲む斜面樹林地では、樹木の過熟化が進み、表層土の薄さと相まって、風倒木や崩落などが危惧されます。
- 市街地を取り囲む丘陵地のうち、市街化区域に存するものについては、良好な自然景観を損なわないようなバランスの良い都市的土地利用への誘導が必要です。

◎エリア別イメージ 斜面地



- 山が海まで近接しているという地形的な要因から、丘陵地からは三浦半島の骨格的な山並みとともに、市街地・海辺までの連続的な景観が楽しめる眺望地点が多く分布しています。
- 丘陵地の上部には、開発された比較的大規模な住宅団地が多く、新たな公園や緑地が創出されています。
- 市街地の輪郭を形成しており、緑豊かな景観形成に重要な役割を担っています。

■斜面地エリア 緑の施策方針

— 緑豊かなまちを印象づける斜面の緑の保全と利活用の推進 —

●緑豊かな葉山を印象付けている市街地の背景を構成する斜面緑地を、景観と防災に配慮しながら保全するとともに、市街地に近接した貴重な自然として、散策や眺望が楽しめる拠点としての利活用を図ります。

■緑地の配置及び施策展開の方針

<環境保全>

●市街地を取り囲み、緑豊かな葉山の景観を特徴付けている斜面の緑地について、緑の連続性が失われないよう、三ヶ岡山や五ツ合、日影山等の緑地の保全に努めます。

<レクリエーション>

●市街地から手軽にアクセスし、自然や眺望が楽しめるよう現在のハイキングコースを維持します。また、三ヶ岡山や仙元山においては、遠景の富士山までの連続した眺望が開ける地点の眺望を確保し、展望スポットとして利活用を図ります。

●市街地から気軽に自然にふれることができるよう散策路の整備等、緑地の利活用の促進に努めます。

<防災>

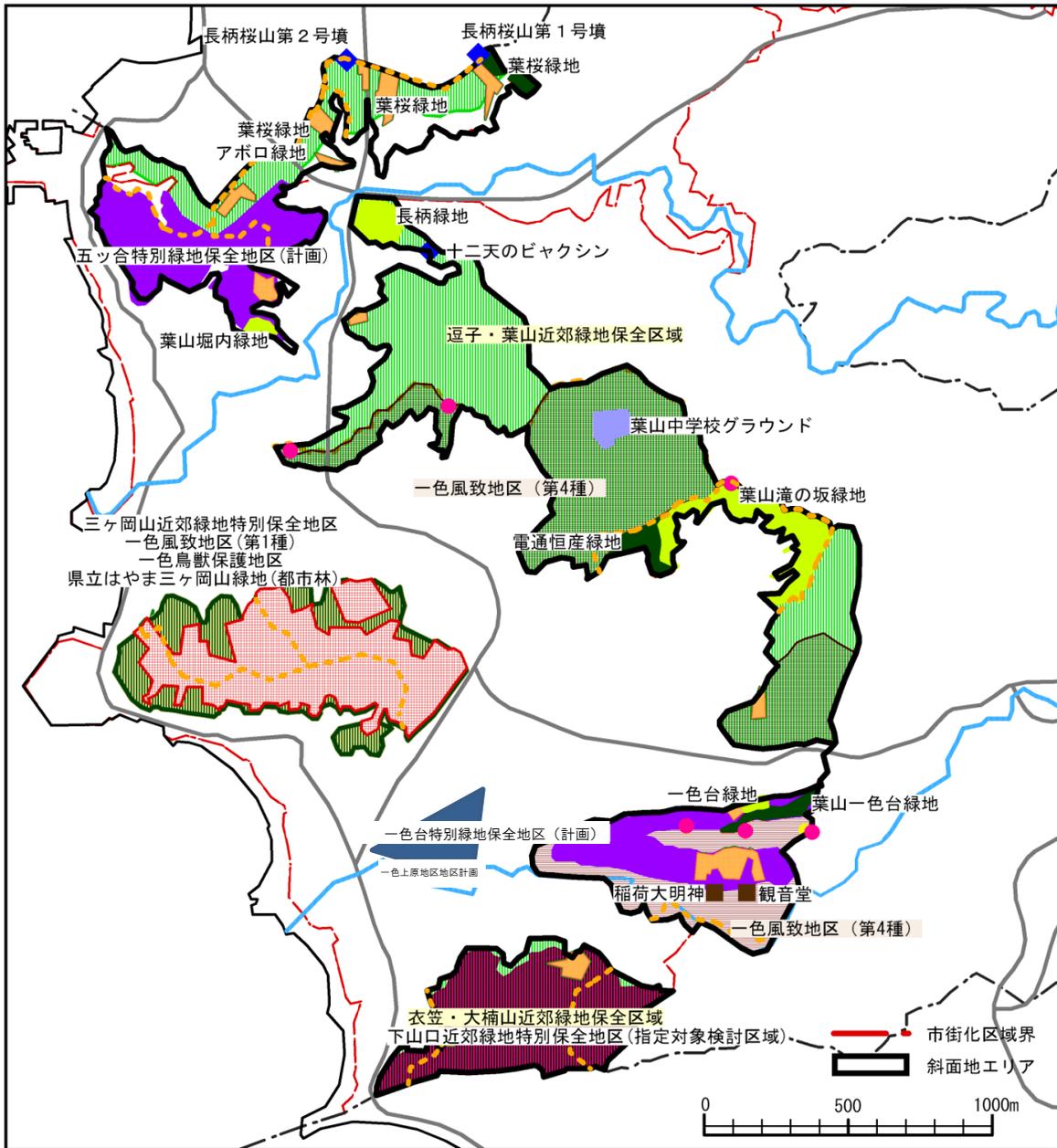
●県と連携しながら、適切な維持管理や崩壊防止など土砂災害対策等を講じます。

●三ヶ岡山については、森戸川や下山川とともに、火災時の延焼遅延機能を有する緑地として配置します。

<景観構成>

●市街地内で優れた風致景観を有する緑地として三ヶ岡山を保全するとともに、市街地を取り囲み、市街地の背景となる緑地として、五ツ合、仙元山、日影山等の保全に努めます。

【斜面地エリア緑地計画図】



凡例	
	都市公園
	児童遊園等
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)
	河川
	町有緑地
	トラスト緑地
	鳥獣保護区
	民間施設緑地
	緑の散歩道
	首都圏近郊緑地保全区域
	首都圏近郊緑地特別保全地区
	首都圏近郊緑地特別保全地区 (指定対象検討区域)
	特別緑地保全地区(計画)
	風致地区
	保安林
	国指定 史跡・天然記念物
	町指定 史跡・天然記念物

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査等の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり、今後、関係機関と協議の上、具体的な区域を決定するものです。

(4) 市街地エリア

■ 緑の現況と課題

- 丘陵上部には南郷上ノ山公園、湘南国際村グリーンパークなどが整備されています。市街地内においては、地域の公園・広場が都市公園の機能を補完しています。
- 市街地の中に葉山緑地などのトラスト緑地、大正公園緑地、湘南土地緑地、旗立山などの町有緑地は、緑豊かな街並みを形成する上で重要な役割を果たしています。
- 低層住宅地を主体とした都市計画と、風致地区、近郊緑地保全区域といった地域制緑地が市街地の多くに指定されている本町の特性から、比較的敷地に余裕があり、緑の多い市街地が形成されています。
- 公園や学校等の公共施設緑地は、災害時の一時避難場所として位置付けられています。
- 斜面樹林地の下部には寺社が多く分布するほか、かつての別荘邸宅や保養所として建てられた比較的まとまった敷地が点在していますが、宅地開発等による緑の減少が懸念されています。

◎ エリア別イメージ 市街地



- 県道森戸海岸線沿道は、町の中心的な商店街が形成されています。
- 三ヶ岡山の北部は漁村から発展した市街地であるため道路幅員が狭く、木造住宅が密集しているものの、小径が形成する緑豊かな落ち着いた住環境を形成しています。
- 海岸沿いには御用邸を中心に古くから別荘邸宅や保養所が建てられ、屋敷林が醸し出す独特の風格ある環境が特色となっています。

■市街地エリア 緑の施策方針

－ 風格のある緑豊かなまちづくり －

●市民が身近に自然を感じることが出来る公園等の維持管理を行うとともに、市街地内の緑化の取組みを継続し、葉山らしい風格を感じることが出来る緑豊かなまちづくりを進めます。

■緑地の配置及び施策展開の方針

<環境保全>

●緑豊かな街並みを形成する上で重要な役割を果たしている葉山緑地などのトラスト緑地や、大正公園緑地などの町有緑地については、市街地内に点在するまとまりのある樹林地として適切に維持・保全します。

<レクリエーション>

●都市公園の役割を果たしている市街地内の公園・広場は、今後とも維持するとともに、社会情勢の変化やニーズに応じて機能強化を検討します。

●市街地から容易にアクセスが可能な町有緑地について、気軽に自然にふれることができるよう、散策路の整備など緑地の利活用に努めます。

<防災>

●災害時の避難地として総合公園等を配置します。また、災害時に一時避難所となる公園・広場については、防災に配慮した整備に努めます。なお、避難場所となる施設では、葉山らしい景観に配慮しつつ、火災の遅延機能を高めるため、耐火性の高い樹木の植栽に努めます。

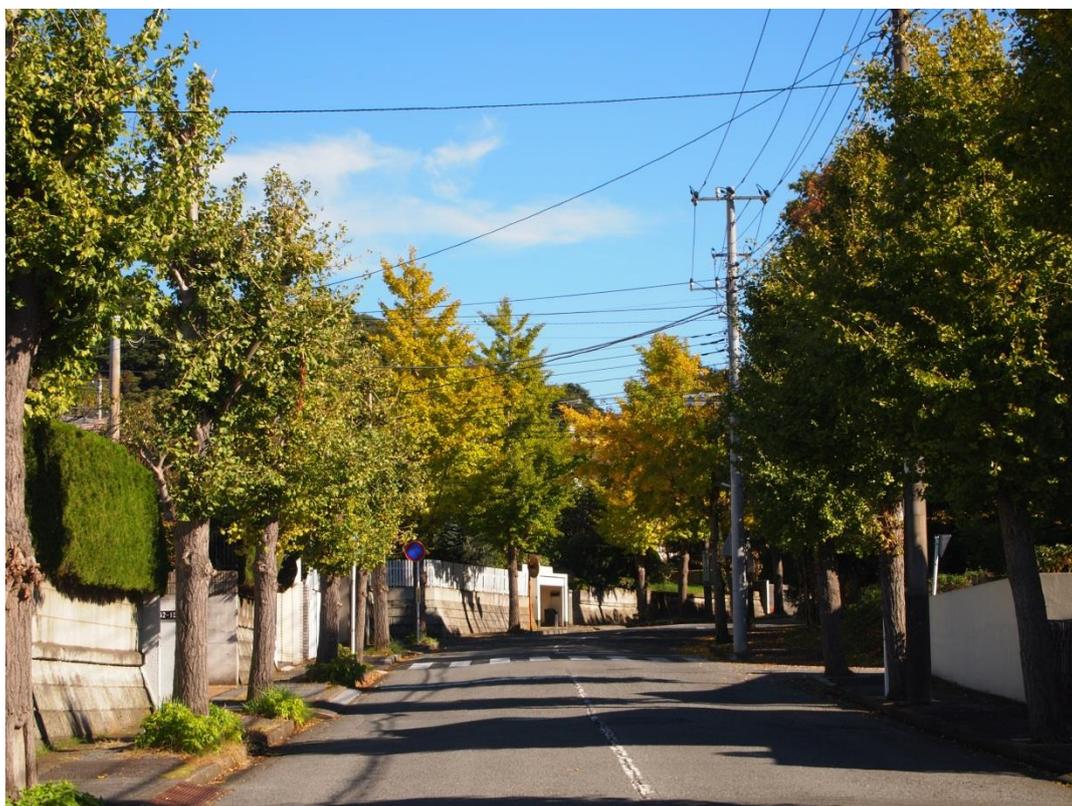
●住宅地における空き地については、防災上適切な管理がなされるよう指導に努めます。



南郷上ノ山公園

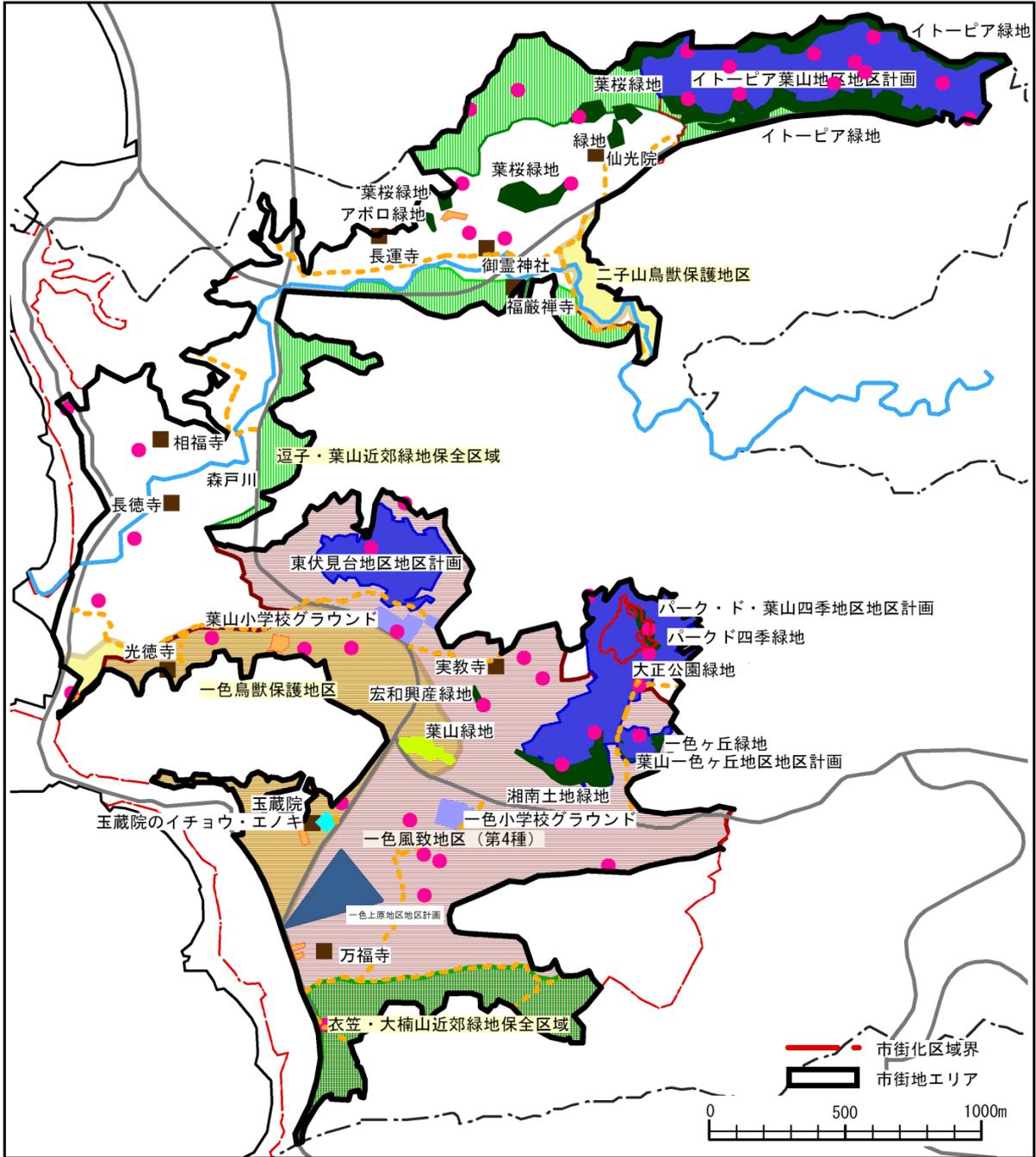
<景観構成>

- 葉山町まちづくり条例（平成14年葉山町条例第17号）に基づき、開発事業の規模に応じて、既存樹木等の保全や一定基準の緑地又は植栽地の確保を図り、みどり豊かな都市環境の形成を図るとともに、開発行為など都市的土地利用により自然環境等に与える影響を評価する仕組み（ミニアセスメント）の調査・研究を進めます。
- 住宅地内の樹林・樹木は、小規模であっても周囲の丘陵地と一体となって緑豊かな住環境を形成するなど、良好な街並み景観を形成する貴重な緑である場合があります。こうした屋敷林等については、緑地保全契約制度の要件緩和などにより、維持されやすい環境を整える検討を進めます。
- 町内（自治）会や団地単位など、地域住民と町が協働で推進する緑化制度の検討を進めます。
- 街路樹や植樹帯は、良好な都市景観の形成や防災上の観点から重要であるため、現存する街路樹・植樹帯の維持に努めます。



イトーピア葉山地区 地区計画区域

【市街地エリア緑地計画図】



凡例	
	都市公園(計画)
	児童遊園等
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)
	河川
	町有緑地
	トラスト緑地
	民間施設緑地
	緑の散歩道
	首都圏近郊緑地保全区域
	風致地区
	鳥獣保護区
	保安林
	地区計画区域
	町指定 史跡・天然記念物

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

(5) 海辺エリア

■緑の現況と課題

- 相模湾岸の緩やかな曲線を描く砂浜とマツ林越しの富士山の眺望は、葉山らしい特色ある海辺の景観をつくり出しています。中でも、森戸神社周辺や長者ヶ崎は、かながわの景勝 50 選に選ばれる景勝地となっています。
- 海岸線は、砂浜と岩礁が入り組むなど変化に富んでおり、クロマツ等と調和して美しい海岸景観を構成しています。
- 長者ヶ崎は、特徴的な海浜植生が見られるなど、豊かな自然を維持しています。
- 芝崎海岸及び周辺水域は「芝崎ナチュラルリザーブ」*として町の天然記念物に指定され、三浦半島でも数少ない自然海岸として、様々な海洋生物が観察されています。
- 近年、クロマツの線虫による枯れマツが目立ち、景観保全の観点から対策を講じる必要があります。
- かつて、海岸近くには保養所や別荘邸宅が並び、屋敷林が背後の斜面樹林地と調和して、葉山らしい風格のある景観を形成していましたが、宅地開発等により周辺の景観が変わりつつあります。

◎エリア別イメージ 海辺



- 町天然記念物に指定された芝崎ナチュラルリザーブに代表される良好な自然環境を維持しています。
- 磯や緩やかな曲線を描く砂浜と海岸線のマツ林を前景とする富士山への眺望が「葉山らしい」特色ある景観となっています。
- 森戸神社周辺や長者ヶ崎の景勝地等が「かながわの景勝 50 選」に選ばれています。
- 海岸には古くから漁港や海水浴場、マリーナ等の海浜レクリエーション施設があり、観光拠点として利用されています。

■海辺エリア 緑の施策方針

— 砂浜と岩礁が織りなす趣のある緑の形成 —

●遠く富士を望み、クロマツ等と調和した砂浜と岩礁が交互に織りなす美しい海岸景観や、特徴的な海浜植生を保全するとともに、調和のとれた海浜レクリエーションの場としての利活用を図るなど、葉山らしい趣のある緑の景観形成を図ります。

■緑地の配置及び施策展開の方針

<環境保全>

- 風致の維持や自然環境の保全の観点から、海岸区域の砂浜や海浜植生、海沿いのクロマツ等の緑を保全します。
- 「芝崎ナチュラルリザーブ」については、三浦半島でも数少ない自然海岸として保全を図るとともに、観察・調査・研究の場として活用しながら、町の貴重な財産として継承します。

<レクリエーション>

- 葉山しおさい公園は、葉山御用邸や県立葉山公園と一体となって葉山らしい海辺の景観を構成しており、自然性を有する公園として、引き続き園内の整備や維持管理します。
- 葉山しおさい公園内にあるしおさい博物館については、海浜部の自然観察や体験学習の拠点として、県立近代美術館葉山及び近接施設と連携を図りながら、町民のみならず町外からの観光客も利用する拠点とします。
- 海岸については、自然に親しむ場や海辺の多様なレクリエーションの場としての利活用を図ります。

<防災>

- 海岸線のクロマツ等は、美しい海岸線の景観を形成するのみならず、飛砂防備や防風・防潮等の効果を持つ重要な樹木であることから、県と連携しながら、海岸沿いの公園や施設内に残るマツ林を保全します。

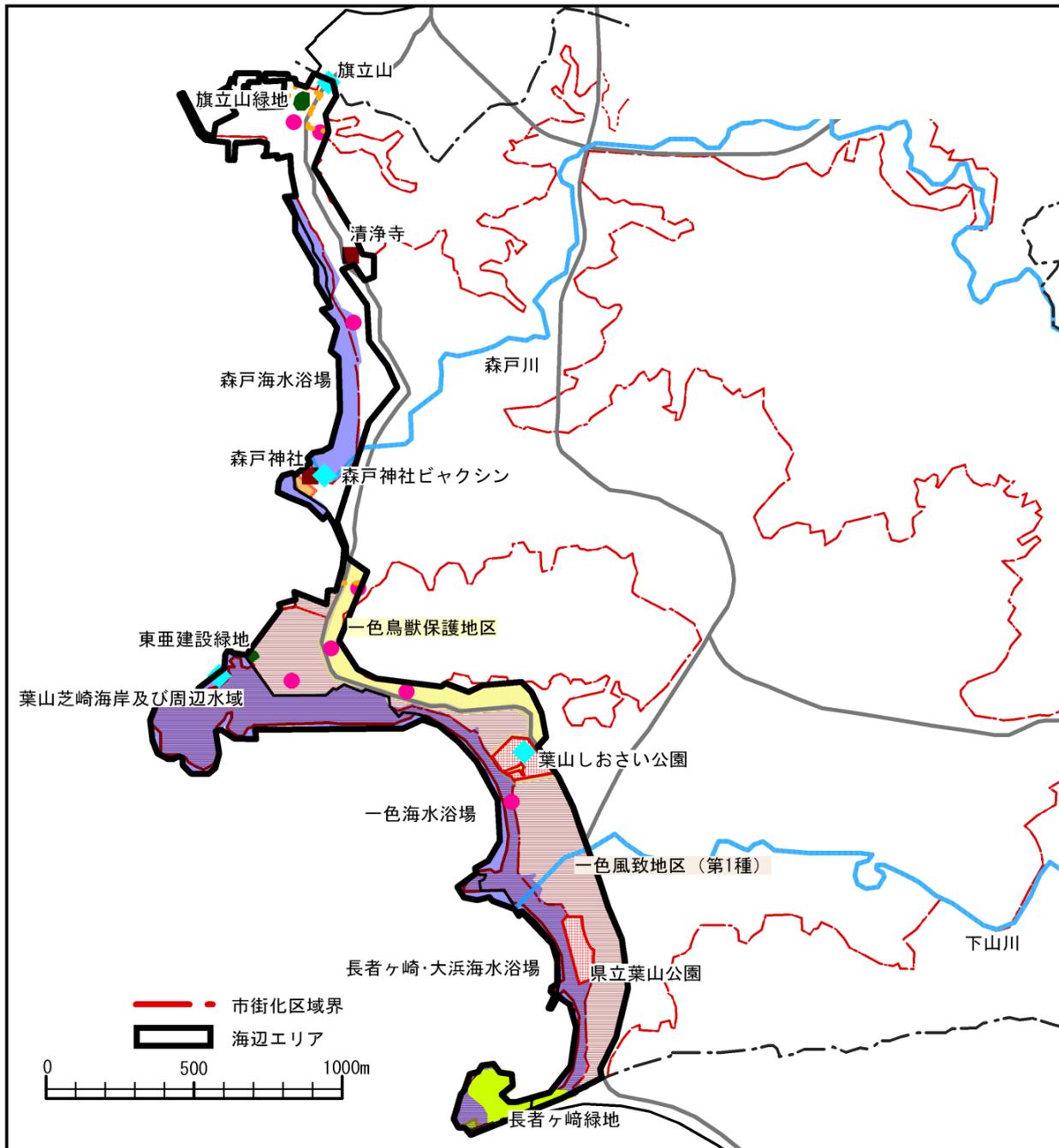
<景観構成>

- 岩礁や砂浜、クロマツ林等が構成する葉山らしい海辺の景観を保全します。

森戸神社の千貫松



【海辺エリア緑地計画図】



凡例	
	都市公園
	児童遊園等
	その他の公共施設緑地 (小中学校グラウンド、海岸、他)
	河川
	町有緑地
	トラスト緑地
	民間施設緑地
	緑の散歩道
	風致地区
	鳥獣保護区
	保安林
	町指定 史跡・天然記念物

※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

4. 外来生物等の鳥獣による生活被害・農業被害や生態系への影響に対する方針

●外来生物であるアライグマについては、県が策定した「神奈川県アライグマ防除実施計画（H18.3）」に基づき、引続き計画的防除に努めます。また、台湾リスについては、町策定の「葉山町台湾リス防除実施計画（H20.4）」により引続き捕獲圧を維持し、防除に努めます。なお、外来生物の防除に当たっては、県や近隣自治体、地域住民等と連携し、各種対策に取り組めます。

●近年、イノシシによる農業被害が発生していることから、農業被害を無くすための防護柵の設置等を行うことにより、野生生物の生息環境と人間の生活環境の調和を図るよう努めます。

神奈川県アライグマ 防除実施計画



特定外来生物であるアライグマが、生態系や農業等への被害をもたらしていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、県は平成28年度から5年間を計画期間とする第3次アライグマ防除実施計画を定め、生息分布域の縮小と個体数の減少を目標に掲げ、防除・被害対策を推進します。

葉山町台湾リス 防除実施計画



特定外来生物である台湾リスが定着、繁殖し、農作物等への被害が発生、拡大している。主な被害内容は、農産物（柿、柑橘類、栗等）等への被害、樹皮剥ぎによる樹木の枯死及び家屋への侵入である。そのため、町内から完全排除することを目標として、被害対策を図っています。



イノシシとイノシシによる農場被害（食害を受けたジャガイモ畑）